

水産政策審議会企画部会

第75回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第75回 企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成30年2月26日(月)午後14時00分

閉会 平成30年2月26日(月)午後15時30分

2. 出席委員

(委員)	大森 敏弘	佐藤 安紀子	浜田 峰子	東村 玲子
	平野 澄子	細川 良範	水越 和幸	南山 金光
	山下 東子			
(特別委員)	菅原 美徳	津田 幸喜	中田 薫	長元 信男
	若狭 信行	和田 律子		

3. その他出席者

(水産庁) 森漁政部長 保科増殖推進部長 岡漁港漁場整備部長
藤田企画課長 黒川国際課長 高瀬漁場資源課長
黒萩栽培養殖課長 渡邊増殖推進部参事官 竹葉防災漁村課長
山本整備課長 三野海洋技術室長 浅川水産施設災害対策室長
他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第75回企画部会
議事次第

日 時:平成30年2月26日(月)14:00～15:30

場 所:農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1)平成29年度水産白書(案)について

(2)その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	平成29年度水産白書(案)について	2
3	その他	28
3	閉 会	29

○企画課長 皆様、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第75回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たり、漁政部長の森より御挨拶を申し上げます。

○漁政部長 おはようございます。漁政部長、森でございます。お世話になっております。

早いもので、今年ももう2月が終わりかけているという、非常に時の流れは早いわけですが、お忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

本日の企画部会につきましては第75回ということでございますが、いよいよ平成29年度水産白書の作成に向けまして、この水産の動向の第一次案をようやくある程度まとめることができましたので、これにつきまして御審議をいただければというふうに考えております。

御存じのとおり、この特集テーマであります水産業に係る技術の発展、科学と現場をつなぐということでございます。また、一般動向編につきましては、水産業の状況等についてを取りまとめたものということでございます。この技術という1つ目の特集テーマにつきましては、その重要性でありますとかは皆様非常に認識されている中で、今後の漁業のあり方に非常につながるものというふうに我々としても考えて、できる限り多方面の取組のほうを紹介できればということで、一次案をまとめさせていただいているところでございます。

本日、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見のほうを頂戴できればというふうに存じ上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画課長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから御案内を申し上げます。

本日の会場につきましては、委員の皆様方の前にマイクが設置されてございません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をいただければというふうに思います。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされております。本日は、委員11名中9名の方が御出席されておまして、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立しているということを御報告いたします。また、特別委員につきましては11名中6名の方が御出席をいただいております。水産政策審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして公開で行うこととなっております。

ります。また、第9条に基づきまして、議事録を作成し、縦覧に供するものとさせていただきます。

では、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第がございまして、議事次第の後に企画部会配付資料ということで資料1から資料3までございます。資料1につきましては分厚いものですから、ホチキスどめが2つという形になっております。もし過不足がございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。よろしゅうございましょうか。

もしカメラで撮影をされている方がいらっしゃいましたら、撮影はここまでということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、山下部会長、進行のほうよろしく願いいたします。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりくださってありがとうございます。

早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、平成29年度水産の動向（一次案）及び平成30年度水産施策の構成（案）の審議となっております。

また、この企画部会の後に、きょう次の御予定がある委員さんもいらっしゃるかと伺っておりますので、終了時間ですが、16時をめぐりに終われるように議事進行のほう御協力お願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 企画課長の藤田でございます。

それでは、申しわけないんですが、大量でございますので座って説明をさせていただきます。

まず、それでは資料1の平成29年度水産の動向（一次案）の表紙をおめくりください。

前回の際に御審議をいただきましたように、動向の構成につきましては、第I章の特集、水産業に係る技術の発展とその利用と、第II章は序節としての水産基本計画、例年どおりのその他の水産の動向という形で構成をいたしております。

1ページでございますが、導入といたしまして、時代の変化の影響を受けながら水産業を発展させてきたことということと、この特集において、人工衛星やICT等の最新の技術がどのように活用されているかを分析し、水産施策の方向性について考察する旨について言及をさせていただきます。

第1節でございます。ここでは、水産業に係る技術の発展の歴史といたしまして、近世までの水産業では、港町や漁村が室町時代に多く形成され始めたこと、江戸時代に専業として漁業を営む者がふえて、生産と流通の分業化が進んできたことに言及をいたしております。

2ページをごらんください。

漁船の動力化とか綿の漁網といったもの、さらには機械製網の導入、船だまりの整備などが明治期に進みまして、昭和初期までの飛躍的な発展につながってきたことを記述をしてございます。

3ページまでは、その後、戦後の漁業の発展の歴史ですとか、特に近年につきましては、LEDや魚群探知機、さらにはGPSといった、今回の特集にだんだんつながってくるような技術の導入が進んできたことを記述をしてございます。それを4ページの上のほうの表にまとめさせていただいているということでございます。

第2節でございます。第2節のほうでは、海洋環境や資源状況の情報とその活用状況といたしまして、6ページから海洋環境の把握といたしまして、100年以上前からもう海洋観測で測定した海水温などの海洋環境と魚の分布や漁獲の状況の関係の調査が始まったこと、沿岸域の定線観測が水産研究所や水産試験場等により継続されてきていること、漁業者向けの海況情報の提供が継続して行われていること、7ページからは、人工衛星から得られた情報の活用として、昭和60年から海面水温マップの提供が始まりまして、漁船での海況情報の入手方法もファクスからインターネットを経由した利用に変わってきていること、さまざまなセンサーを搭載いたしました新しい地球観測衛星の運用が開始されていることを記載してございます。

8ページでございますが、ここでは、世界各国が共同で行うアルゴ計画みたいなものによりまして、外洋域の観測データの入手、1990年代以降に海面の高さの情報が得られるようになったことなどから、海況予測システムの開発が進んだこと、さらに、漁業の効率化を進めるために必要な精度の高い予測に向けて、漁業活動の機会を利用いたしました漁業者による観測等の実施によりまして、こういった現場観測データの拡充が効果的であることなどに言及をしてございます。

10ページからが資源状況の把握ということになりまして、10ページから13ページまで、漁獲データの利用と調査船調査による資源状況の把握の方法などを記載をしてございます。特に12ページにおきましては、計量魚群探知機も活用されていることなどを記載してござ

いますほか、13ページの下のほうでございますが、こういった資源評価に当たりまして、漁業者との情報の共有ですとか、共通認識を得るための機会を設けているということなどを記載をしております。

14ページから17ページまでは、海洋環境の変化と水産資源の関連ということでございます。1990年代以降、我が国周辺水域は温暖のレジームにございまして、カタクチイワシですとかスルメイカの資源状況が良好だったんですが、最近はいワシの資源量が増えておきまして、寒冷レジームに移行しつつある可能性が示唆されていること、15ページにおきましては、温暖化によりましてブリやサワラの分布域が北上したり、南方系のナルトビエイが瀬戸内海で分布域を拡大しましてアサリが食害に遭っているといった現象を記載をしております。

16ページにつきましては、平成27年度の農林水産省気候変動適応計画によりまして、環境変動下における資源量の把握や漁場予測の精度向上を図ること、高水温への耐性を持つ養殖品種の開発など環境変化への適応を進めること、平成29年の農林水産省地球温暖化計画によりまして、これは17ページですね、省エネルギー対策や二酸化炭素の吸収・固定に資する藻場等の保全・創造対策により、温暖化対策を講じていくことを記載をしております。

次のページが、18ページから32ページまでは、ICTの活用といたしまして、実際にどのような形で活用され始めているのかといった事例を中心に紹介をさせていただいております。18ページからの養殖業におきましては、海洋観測ブイの活用によりまして養殖場の状態を陸上で把握するという、そういう取り組み、そのデータを分析いたしまして給餌状況を把握したり、個体数の計測などを行って、効率的な養殖につなげようとする取組を幾つか御紹介をしております。

22ページからにつきましては、沿岸漁業におけるICTの活用ということで、漁業者が実際に操業を行っている漁獲データを取り込んだ形での資源管理への、何と申しますか、活用というんでしょうか、そういったこととか、漁場予測システムの開発などについて御紹介をしております。

26ページも沖合域の話なんですけど、同様に漁場予測のシステムについて御紹介をしております。

27ページからのその他の分野におきましては、密漁監視システムですとか内水面におきましてドローンの活用によるカワウの被害対策、スマートフォンを活用した遊漁券のオンラ

インシステム、あと漁場整備への活用につきまして、30ページからは、流通・加工分野における活用事例といたしまして、作業の効率化や省人化などにつながる事例を御紹介をさせていただきます。

これらを受けまして、33ページからの第4節でございます。ここでは科学と現場が一体となる水産業の持続的な発展に向けてといたしまして、こういった海を把握する技術の開発がどんどん進展していくと見込まれると。漁業の特殊性に応じたICTの活用に向けまして、比較的小さな漁船でも搭載可能な大きさや低コストな機器の開発ですとか、操作が非常に簡便なもの、こういったものの開発が望まれること、情報活用の面では、ただ、漁業者さんの、何と申しますか、とったデータというのは生のデータになりますので、そういった意味で、オープンにする際の出し方というのについては工夫することがよいのではないかとしたことについて記述をさせております。

さらに、34ページにおきましては、ICTの活用が、こういった漁業従事者の減少と高齢化が進む中におきまして、効率的な作業の実現ですとか労働環境の改善につながるということが期待されることについて、記載をしているということでございます。

次が36ページになります。36ページにつきましては、第II章の平成28年度以降の我が国水産の動向なんですけど、まず、序節といたしまして、昨年改定いたしました水産基本計画の概要を御紹介させていただきます。

次に、38ページ以降が例年のいわゆる動向編になります。第1節でございますが、水産資源及び漁場環境をめぐる動きといたしまして、38ページからは周辺の水産資源の状況を、41ページでは、こういった3つの資源管理手法の紹介と、さらには今後、主要資源につきまして、産出量規制を基本に投入量規制、技術的規制を組み合わせることを記述しております。

41ページから42ページにかけては、漁業権漁業が営まれるような漁場におきましては重複的に利用されているということも御紹介をしております。

45ページでございますが、IQに関連をいたしまして、今後、漁業の実態を踏まえつつ、可能な限りIQ方式を活用していくことと、資源管理計画に基づいて多くの漁業者が資源管理に参画することを目指してございまして、資源管理・収入安定対策で積極的に資源管理に取り組める環境を整えているということにつきまして、46ページにつきましては、漁業の取り締まりに関連する記述でございまして、漁業者や漁業協同組合が密漁防止に取り組んでいること、特に47ページにおきましては、昨年非常に賑わせましたけれども、日本海

の大和堆周辺水域での北朝鮮漁船への対応、さらに、今年1月に水産庁におきまして取締本部を設置したことについて言及をしております。

48ページでございます。ここでは、資源造成型栽培漁業の取組を推進したり、回帰率が非常に低下しているシロザケの環境変化への対応について、49ページでございますが、沖合域における生産力の向上といたしまして、保護育成礁やマウンド礁の整備を実施していること、50ページでは、内水面の漁業協同組合が中心となりまして、アユやウナギの種苗放流ですとか産卵場の整備を実施していること、51ページにつきましては、海水温の上昇に伴う海藻の立ち枯れですとかアイゴ等の植食性魚類の活発化などについて記載をしております。

52ページでございますが、河川・湖沼における生息環境の再生といたしまして、多自然型の川づくりや石倉増殖礁の設置を進めていること、53ページにおきましては、内水面振興法に基づく協議会が4つの県で設置されていることを紹介しております。

さらに、54ページにおきましては、最近よく話題に上ります海洋におけるマイクロプラスチックの問題ですね、こういったものについて記述をしておりますが、環境省が中心となって取り組んでいることにも言及をしております。

55ページでございますが、海洋における野生生物による漁業被害といたしまして、トドやザラボヤの被害の状況、56ページでは内水面における生態系や漁業への影響、ブラックバスみたいなものを、オオクチバスですね、ここでは、言及しているということでございます。

次が第2節、58ページが我が国の水産業をめぐる動きということで、58ページは国内生産の動向になります。この後数字が公表されるものも多うございまして、抜けている部分が多いでございます。ここままで記載させていただいている部分の中で特徴的なものだけをピックアップして申し上げたいと思います。

まず、58ページでは、平成28年度の生産量が前年度よりも減少いたしまして436万トンとなっております。

59ページでございます。漁獲量が減少しておりますサンマやスルメイカの価格が上昇しているということを記載しております。

さらに60ページでございますが、平均産地価格につきましては上昇傾向で推移していること、61ページでございます、ここでは、沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は前年から減少しているんですけれども、所得率は平成27年から上昇傾向にあるといいま

すか、そういったこと、販売金額でやはり300万円以下の零細な経営体の割合が増加していること、62ページにおきましては、64歳以下の階層ですね、65歳以上に比べまして300万円未満の割合は少ないということを記載しております。これに関しましては、前回は大森委員のほうから御指摘がありましたので、現在さらに分析をさせていただいているという状況でございます。

63ページでございますが、こちらでは、漁船漁業を営む会社経営体の経営状況が、漁労利益の赤字幅が増加していること、64ページでございます、こちらは漁船の高船齢化がさらに進んでいるということ、65ページでございます、ここでは漁業経営セーフティーネット構築事業におきまして燃油価格の高騰対策を講じているということと、平成29年10月から12月期の若干価格が上昇しておりまして、3年ぶりに補填金が交付されたことを記述しております。その下の給餌養殖におきましては餌代が、無給餌養殖では雇用労賃が最大の支出項目となっていること、67ページにおきましては、こちらのほうは魚粉価格が高い水準で持続すると予測されておりまして、これも漁業経営セーフティーネット構築事業で講じられております。ただし、先ほどの燃油とは逆でございます、平成29年10月から12月の価格は落ち着いております、補填は実施されなかったことを記載しております。

68ページから69ページにかけては、浜の活力再生プランと浜の活力再生広域プランの取組状況について御紹介をしております。さらに、その下のところになりますが、就業者の動向といたしまして、39歳以下の割合が上昇傾向にあること、その後72ページまで、新規就業者ですとか海技士の確保に向けた取組について御紹介をしております。

72ページから73ページでございますが、女性の地位向上と活躍の状況でございます。

76ページまでは、その後、安全な漁業労働環境の確保に向けた取組を紹介しております、特に75ページにおきましては、本年2月1日からいわゆる小さい船でも、今まで適用されていなかったんですが、ライフジャケットの義務化がされたということについて御紹介しております。

77ページでございます。ここでは、漁協が漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織としての役割を担っているということなんですが、多くの組合が経営的には厳しい状況にあるということを記載しております。

78ページから水産物の流通・加工ということになります。近年、水産物の国内流通量は減少しておりまして、79ページの水産物卸売市場の役割と課題におきまして、年末の活力創造プランの改定がなされたこと、その中で食品流通の合理化と生鮮食品等の公正な取引

環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けて、一体性のある制度の構築を図ることとなっているなどということについて御紹介をしております。

81ページでございますが、水産加工業の動向でございます。水産の食用加工品の生産量は横ばいから漸減傾向であること、82ページにおきましては、そういう小規模の加工場を中心といたしまして水産加工場が減少していること、一方で、食用の魚介類の国内消費仕向量の6割は加工品として供給されていること、近年の漁獲状況の変化が加工原料の確保にかなり影響していることなどを記載してございます。

それで、85ページからが水産業をめぐる国際情勢ということで、85ページでは世界の漁業生産量、養殖の生産量をお示しをしております、世界の漁船漁業の生産量は横ばいなんですけれども、養殖の生産量が伸びています。特にアジアで伸びていることなどを記載してございます。

87ページからが世界の水産物消費でございまして、1人当たりの消費量でございますが、世界的には増加傾向にあると。日本は、絶対値としては高水準であります、例外的に減少傾向だということに記載してございます。

90ページからが貿易をめぐる国際情勢につきましてT P Pに関連した記述、91ページからは多国間の漁業関係ということで記載をしております。

92ページから93ページまでは、例えば昨年末のW C P F Cにおきまして、クロマグロですとか熱帯性のマグロ類ですね、メバチとかキハダの資源管理に関しまして、どういったことが決められたか、93ページから95ページにおきましては、I C C A Tでのクロマグロの漁獲枠の引き上げですとかC C S B Tでのミナミマグロの漁獲枠の増加、95ページにおきましては、N P F Cですね、北太平洋漁業委員会におきますサンマとかマサバの資源管理に向けた取組について記述をしております。

97ページでございますが、I U U漁業の撲滅に向けた動きに関連いたしまして、昨年、我が国も違法漁業防止寄港国措置協定というものを批准したということについて記載をしております。

97ページからは二国間の漁業関係といたしまして、韓国や中国との交渉の状況ですとか、太平洋島しょ国との関係で入漁状況が関係が非常に厳しいと、環境が厳しいということに記載しております。ここには赤字で書いていると思いますが、交渉の過程で新しい状況が生じた場合には、そこを加筆させていただきたいと考えてございます。

次に、99ページからは捕鯨に関連した状況でございまして、特に昨年公布されました法律につきましては101ページに御紹介をさせていただいております。

102ページにおきましては、外国人技能実習制度に関連いたしまして昨年法律が実施されたこと、漁業分野におきましては12月に技能実習協議会を設立いたしましたので、そういったことについて記載してございます。

103ページからが、我が国の水産物の需給・消費をめぐる動きということになります。ここでは特に特徴的なものといまして、平成28年は需給の規模が260万トン減少したと、自給率が減少したことなどを記載をしております。

104ページでございすけれども、年齢階層別の魚介類摂取量が50代から60代も減少にある中で、15歳から19歳、70歳以上の代では横ばいから漸増傾向があること、107ページから108ページにおきましては、生鮮魚介類1世帯当たりの支出金額は減っているというわけではなくて、要するに購入量が減っているということになるんだと思いますが、そういった中で、単価が上がっても、サケにつきましては購入量は減少していないことを記載しております。

112ページにおきましては水産物の健康への効果、115ページでございすけれども、ここに出席していただいている委員にも随分協力をいただいております「魚の国のしあわせ」プロジェクト、あとプライドフィッシュの取組などを御紹介しております。

119ページから121ページにおきましては、食品表示法に基づくおにぎりのノリの扱いですとか、機能性食品としてのカンパチの届け出が行われたこと、MSCやMELジャパンの水産エコラベルの活用など、それと活用が進んでまいりました地理的表示制度の状況、これを御紹介をしております。ここも3月までに動きがあれば、さらに記載をするということと考えてございます。

その後、126ページまでは、輸出に関連した状況や取組を紹介をさせていただいているということでございます。

次に、128ページからでございますが、安全で活力ある漁村づくりといたしまして、漁村集落は漁業以外の産業面では不利な条件下にありまして、高齢化率も全国を上回っているということ、漁業・漁村が多面的機能を有していること、安全な漁村づくりに向けた取り組みといたしまして、渚泊ですとか浜の活力再生プランの取組を紹介をしております。

それで、134ページからが震災からの復旧・復興といたしまして、実際に現在の状況につきましては、ここに掲げております図を中心に御紹介しております。

さらに136ページからは、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応状況につきまして、特に138ページでは、福島県沖の試験操業の対象魚種、海域が広がっていること、諸外国の輸入規制への対応状況について記載をしております。このあたりも新聞で御承知のように、最近の状況などを踏まえ、少し変更する可能性があることを申し添えます。

説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

非常に大部にわたる白書、もうあらかた形ができているわけですが、ただいま事務局から説明をいただきました資料について、これからご審議をいただきたいと思います。時間の制約もございますので、2つのパートに分けて進めていきたいと思います。ちょうどホチキスどめで2つに分けていただいておりますので、まず最初は第I章の特集ということで審議を進めていきたいと思います。その後、2つ目のパートとして、2つ目のホチキスどめ、第II章、平成28年度以降の我が国の水産の動向について御審議をいただきたいと思います。

では、まず、1つ目のパートであります第I章特集について御審議をお願いいたします。資料1というふうに右肩に書いてある資料についてでございますけれども、御意見、御質問などございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

じゃ、中田委員、お願いします。

○中田特別委員 すみません、水産研究・教育機構の中田です。

これざっとI章を全部読ませていただいて、イノベーションとか、それから水産業のこれからの活性化とか、生産力増大にかかわる技術というふうに読んでいけたわけですが、途中、第2節ですか、第2節、海洋環境や資源状況の情報とその活用状況というところですが、海洋環境の把握のところは随分技術的な要素が入っているんですが、資源の部分というのがそういう要素がなくて、ここだけすごく異質に感じたんですね。書きぶりとして、例えばこういうので大量に蓄積されてきた情報を、今あるいろんなもので、AIとかいろんなものでさらに活用できる環境にするというのは、むしろその後にかかれてるので、なかなかここの扱いが難しいなど。むしろなくてもいいのではないかなというぐらい思ったんですが、いかがでしょうか。

○山下部会長 ありがとうございます。

具体的に言うと、この10ページですか、(2)のところは異質、そうですか。

○中田特別委員 そうですね、浮いている気がしました。

○山下部会長 ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

では、ほかに。

東村委員、お願いします。

○東村委員 東村でございます。

もしかしたら今、中田委員がおっしゃったことと同じようなことになってしまうのかも、ことを中田委員がおっしゃりたかったのかなと思うんですが、私が気になったのは、18ページから始まる第3節、ICTの活用という、ここはかなりすごくいろいろな事例を紹介しているところが、部分が多いパートになっていると思うんですが、それぞれが事例の紹介ばかりが続いていて、それぞれちょっとまとめがやや弱いような気がしたというのが1点と、それはそれでいろんな情報が盛り込まれていて、私自身は興味深く拝読したのは確かなんです。そのときに1つ感じたことは、恐らくこれ前から順番に読んでおまして、漁業者の方って自分の漁獲情報とか、どこがいい漁場を見つけたぞとか、そういうことって余り知られたくないだろうし、できることならこんなすばらしい技術は自分が独占して使いたいと思うようなところがある中で、ここで挙げられている事例というのはほとんどがある組織、漁協であったり地域的な同業者の組織であったり、そういうグループが新しいこういうICTの技術を導入して、自分たちの漁業を効率的にしたりしていると。

漁業者の方はそういう情報を出すのを嫌がらないのかなと思ったら、やっぱり嫌がるということが出てきますね。34ページに書かれておまして、先ほども藤田課長がおっしゃっていましたが、得られた情報をどれぐらい公表するかというのが非常に何というか、難しいというか、重要な論点になりますということだったんですが、これ、これだけで済ませてしまっている書きぶりなのかなというふうにちょっと思いました。というのは、漁業者はこういうICTを活用することにより、漁業者間の関係自体も少し変わってきているかもしれないなというふうに考えたからです。

ちょっと長くなった上にまとまりがなくて申しわけありませんけれども、これまではなるべく1人で、自分1人でいい情報は秘密にして持っていきたくったものを、こういう新しい技術を利用することで、もしかしたら横のつながりができたりしているということはないのかなと。そういうものでもなくて、昔からある程度情報を共有していたところへ、新しくて便利な技術があるから、やっぱりみんなでそれを利用するようにしているのか、どちらなのかなということをちょっと疑問に思いましたので、ここの場で発言させていただきます。

あともう一つは、非常にもう指摘事項だけなんですけど、3ページの下から2行目のE E Zの大水深域という言い方って余り普通聞かないような気がするんですけども、いかがでしょうか。

以上です。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

I C Tをどう活用するか、どう理解するかという論点にかかわる御指摘だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、浜田委員、お願いします。

○浜田委員 浜田でございます。

私が現場の漁業者の方からお伺いする話としては、一般的な私たちの社会でもI T格差という言葉が使われて久しいですけども、漁業の中に急激にI T化が進むことによってI T格差が生まれているということをよく耳にします。使える人と使い方がわからない人の差が出てしまっていると。それが漁獲の差につながってしまったり、収入の差につながったりしてはいけないということで、そういったI T格差をなくすための勉強会ですとか、あと講習会ですとか、何かそういった取り組みがあるのであれば、その現場のI T格差があるという声に対して対応をとっているという内容があれば、それを盛り込んでいただくと、ただただI T化が進んでいるのではなくて、みんなが使えるようになっているということがわかりやすいのではないかと思います。

それから、導入前と導入後に何が違っているのかという具体的なところがもう少し数字なり利用者の声なりでわかるようになれば、見ている人にもわかりやすいのではないかと思います。例えばこれまで個々の船に搭載する大型の機器に多額のお金がかかるということはよく知られていますが、こうしてスマホやI T系のパットと言われるものを導入することによって、何か個々の船にパットなどを導入してG P Sで自分の位置をはかったり、魚群の群れを簡単に知ることができることによって、例えば個々の船に高額なソナーを備えなくてよいようになったとか、これは例えばの話ですけども、導入前と導入後で何がどのように変わっているのか、例えばこれまで漁業者にかかっていた多額の高額な機械を導入しなくて済むようになったとか、これまで時間がかかっていた魚群の表示がいち早く表示されるようになって、情報の共有が早くなったとか、その使用前、使用後の差がわかるようなデータですとか状況があれば、それも盛り込んでいただくと、このI T化を進

めていることの意義がわかりやすいのではないかなと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

そのようなデータがあるか、ちょっと検討していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

水越委員、お願いします。

○水越委員 私も中田委員と同じ感想を持ちまして、恐らくこの第3節、18ページのICTの活用というあたりをやはり強調されたいのかなと思っていたんですが、結構後ろのほうに出てくるような印象がありまして、先ほど中田委員も2節の10ページ以降あたりを削除というようなこともおっしゃっていらっしやったんですけれども、ただ、気候変動による影響とか適応といった箇所は重要だと思いますので、私の感想としては、この第3節をもう少し前のほうに持ってきて、10ページ以降を何か後に持ってくるとか、あるいは第II章以降のほうに回すとか、何かそういった構成の変更ができないかなという感想を持ちました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、ほかにはいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、また後で時間がございましたら、そのときに御発言いただいてもいいかと思っておりますので、続きまして、2つ目のパートであります第II章について御審議いただきます。一次案のもう一つの資料、36というページ数から始まっている第II章というふうに頭書きしてあるものでございます。これについて御意見、御質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

和田委員、お願いします。

○和田特別委員 特別委員の和田です。

83ページの下からなんですが、HACCPへの対応というところで、84ページのほうになるんですけれども、米国や欧州連合というところから始まるところの一番最後の文です。しかしながら、我が国の水産加工場におけるHACCP導入率は低水準にとどまっていますと書いてありまして、その後に支援を、加工・流通施設の改修の支援をしていますというふうに書かれているんですけれども、何かこの書き方ですと、加工業者はHACCPの

導入に対してすごく消極的であるように見えまして、消極的で余り導入に関心がないんだけど、国のほうで支援してあげているよというような、そういうふうな書きぶりにちょっと見えました。実際には、業者さんはすごく関心があって導入をしたいんですけども、改修費用の面ですとか、どうやって導入していいかわからないとか、そういう面がありまして、なかなか導入が進んでいないというところがありますので、少し書きぶりを工夫していただけたらと思います。

それから、表記の点なんですけど、57ページなんですけれども、失礼しました、56ページになります。文章が書いてあって、それから図の説明というふうにはずっと続いているんですけど、この図のⅡ－1－10なんですけれども、海面と内水面の写真が上にありまして、内水面の説明が下に来ているので、この文章を上を上げたほうがいいのではないかなと思いました。

それから、もう一点です。これは書きぶりの話でありますけど、93、94ページなんですけれども、東太平洋におけるカツオ・マグロ類の管理というところと、それからその下の大西洋におけるカツオ・マグロ類の管理というところで、これキログラムの書き方が、上の東太平洋のというところは、ずっと読んでいきますと、ちょうど行で言うと30行のところですね、「30キロ」と片仮名で書いてありまして、大西洋におけるカツオ・マグロ類のところは、これ下から2行目の40行目になりますが、これは「30kg」と単位で書いてありまして、ちょっと表記がばらついていきますので、同じにさせていただけたらと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。

津田委員、お願いします。

○津田特別委員 43ページになりますけれども、表Ⅱ－1－2というところで衛星船位測定送信機というところがあるんですけども、そこに2行目のところに、一斉更新後の許可期間中に原則として全船設置しますよという義務づけのことを書かれているんですけども、この一斉更新で5年でない漁業許可を持っている船舶についてはどのような形で対応するのか。それらを、もし可能であれば記載していただきたいというのが1点です。

あともう一点は、ライフジャケットについて、76ページになるんでしょうか。こちらのほうでは、下から3行目で、平成30年2月1日以降と、これは小型船のほうの規制になるんですけども、これらについて、例えば今、検問して着用率を上げるのであれば、例え

ば罰則規定なんかも設けられておりますので、それらの記載について、もし可能であれば検討していただきたいなと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。

では、大森委員で東村委員、お願いします。

○大森委員 58ページと、それから85ページ、国内の生産と海外の、世界の生産のところなんですが、国内の生産のところについては、マイワシの減少というのを、過去のピークから減少に至っているというのはグラフにも書いていただいている、昨年の白書なんかでも書いてはいただいておりますけれども、やはりこのグラフがいろんなところに使われて、ピークから半分でもうまるでだめという、その世界によくよく使われるので、やはり減少している要因がどこにあるのかというのを、もう少し丁寧に書いていただければなというふうに思います。

それから、海外のところは、これ何か見ると、特に養殖生産とかまだ書いている途中みたいところで、前年の白書でも養殖の中身のことについては相当丁寧に書いていただいておりますので、先ほど藤田課長、生産のところは漁船漁業は頭打ちと、こういうことも表現はしていただいておりますけれども、養殖のところも何がどういうふうにふえているのかと。日本の養殖と違うんだというあり方が、そこもわかるように、昨年を引き続きというか丁寧にお願いできればと思います。

あと一点は、72ページぐらいからの女性の地位向上、活躍というところがありますけれども、今回もいろいろ事例を載せていただいて、73ページでこのいけすや繁盛記、これを事例として載せていただく予定になっておりますけれども、かなりさまざまな新しい女性の取り組みというのが出ていますので、できればもう一つぐらい事例を載せていただくとか検討いただければと思います。事務局には、こういうのどうというのはお示したところなんです、よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、東村委員、お願いします。

○東村委員 東村でございます。

毎回IQのところコメントを出させていたところではございますが、昨年度の策定された基本計画においては、具体的に述べますと、37ページの小さい字で書いて

ある第2の水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策の中の8番に、I Q方式については、沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合ったI Q方式の活用方法について検討を行うと書いてあったり……、そうですね、と書いてあるのが、水産白書の本文になりますと、これは45ページになります。個別割当方式による資源管理の中の最後に、漁業の実態を踏まえつつとは書いてあるんですが、可能な限りI Q方式を活用していくと。何かワンランク前へ進んでいる気がします。

何度も申し上げるように、I Q方式に反対なわけではありません。ただ、本当にそんな簡単に活用……、活用できるものはしたほうがいいと思いますけれども、そんな簡単にを入れて、後で大変なことにならないようにというのは重々コメントをさせていただきます。もう何度も申し上げていることなので、コメントのみにてということで。

もう一つですが、ちょっと今ページが見つからないんですけども……

○山下部会長 何についてですか。

○東村委員 恐れ入ります。太平洋クロマグロのコラムを探しているんですけども、ちょっと自分で印をつけてわからなくなってしまう。恐れ入ります。どなたかわかる方、教えてください。

○山下部会長 44ではないかという。

○東村委員 そうですね、恐れ入ります。すみません、ありがとうございます。

このコラムなんですけれども、一生懸命クロマグロの数量管理について勉強しているつもりの私でもちょっとわかりにくいかなと、書きぶりとして。クロマグロの漁業管理、特に定置網で漁獲量が数量オーバーしてしまったときなどには、非常に何か漁業をバッシングするような記事が書かれてしまっています。そういう現状を見ると、そういうことに対して正しい知識というのをちゃんと出していかないといけないと思うんです。これだとちょっとわかりにくくて、反論までしなくてもいいので、一般の水産業のことを余り深く理解していない国民であつてもちゃんとわかるような、もう少しわかりやすい書きぶりをお願いしたいと思います。そうすることによって変なバッシングを避けることができる、風評被害的なものもあるような気がしますので、特にマスコミなんかはそういうことをテレビでもニュースでも流しますので、よろしくお願ひしたいところです。

あと2つお願いします。59ページから60ページに主要な魚種の漁獲量と主要産地における価格の推移とか、こういう細かい数値というのは水産白書の年度によって出たり出な

ったりというがあるので、ある程度継続して、いい数値だなと思うものは出していただいてきたいというのは、これを教科書として使っている私のほうからもなんですけれども、そういうのを見ている人って結構いると思いますので、去年は載っていたのに、ことは探してみるとないということとかございますので、よろしくお願いします。

あと、もう一点、漁業者の国境監視機能について余り触れられなくなったような気が印象としてあるんですけども、最近ちょっと不審な船もいろいろあるので、あえて何というか、書きぶりを変えられたのかなということを感じました。

以上です。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。

では、平野委員で大森委員、お願いします。

○平野委員 全く内容というよりも、実は私も全部読みまして、あそこについてもう一度見たいと思ったときに、探すのに非常に苦労したんです。目次というのは2ページというふうに決まっているんでしょうか。もしふやせるか、または第1節で(1)、(2)、(3)とあるんでしたら、その中に内容が括弧書きでいろいろ見出しのように出ていますので、それを小さい字で書いていただくか何かにしたほうが、白書を読みやすくするためにはいい方法ではないかと思って提案いたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

平野委員には事前にもコメントをいただきまして、ありがとうございました。

では、大森委員、お願いします。

○大森委員 東村委員が言っていたので、129ページの漁業・漁村が有する多面的機能、ここで漁業・漁村が持つ国境監視機能というのは、水産基本計画の中でも特出しをしていただいたというところでもありますので、たまたま全漁連が独自に今回の北朝鮮の不審船、また漂流船、これを北海道から日本海側の道県を中心に、各地域でどんな対応をしたかと、発見をし、警察なり保安庁に報告をしたか、そういう調査をさせていただいたんですが、やはり27年から29年にかけて、これらの件で50件近いやはりそういった報告実績をそれぞれの漁協なり漁業者の方々がしておられました。

ですから、このことだけではありませんけれども、やはり漁業をしながらしっかりとそういう監視機能、報告機能、それを担っているということについては、そういったことも含めて、この部分で書いていただくことを検討しているんだというふうに御報告をいただ

いておりましたので、ぜひ東村委員もおっしゃったように、その部分について御検討いただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、ほかにはいかがでございましょうか。

水越委員、お願いします。

○水越委員 108から109ページなんですけれども、こちらのほうで、サケのように切り身で売られていることが多くて調理がしやすい魚種は安定的に消費されて、価格が上昇しても購入量が大きく減少しないというふうに書いておまして、この結論には全く異を唱えるものではありませんが、その後に出ているグラフ、サンマ、イカとかカキ、ホタテガイなどいろいろ挙げられているんですけれども、例えばイカですと、これもそんなに調理がしにくいものではないと思われまして、これが今高くなっているというのは、別のページにもありましたように、やはりとれなくなっているというような事情もあると思います。さらにホタテガイについて言えば、購入量が極端に減っていますけれども、これはやはりかなり輸入に回っているというような要因があると考えられます。ということで、こちらのグラフのほうなんですけれども、このサケ、塩ザケのほうのグラフを出すことについては全く異論はないんですけれども、ほかの品目については一度吟味されたほうがいいんじゃないかなというふうに感じました。それが1点です。

あと非常に細かいことなんですけれども、37ページです。水産基本計画の概要なんですけれども、これがもしそのまま製本されてしまうと、非常に字が小さいかなと思います。例えばこの第1と第2で1ページを使うなど、紙幅の都合もあると思いますけれども、ちょっと大きい字で載せるようなことを検討されてはというふうに思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

じゃ、中田委員、お願いします。

○中田特別委員 すみません、細かいことばかりですけれども、ちょっと羅列して指摘しておきたいと思います。

39ページ上のほうに重要な魚種というのがあって、下に説明があります。それから1、2、3、4行下のほうに主要魚種というのがあります。これは一緒なのか、違うのか。違うのだとしたら、主要魚種は何を指すのかというのが欲しいなと思いました。

それからあと、今ありましたっけ、シロザケの話って、48ページですね。シロザケとあって、その次の表がサケになっていますけれども、これ同じものなら統一したほうがいいと思います。

それからあと、マイクロプラスチックのところがありましたよね、どこでしたっけ、54ページですか。マイクロプラスチックが食物連鎖を通して生態系に混入するおそれがあるというのはすごく奇妙な表現で、環境と生物を通して生態系だと思うんですけども、この場合だと、食物連鎖を通して生物に蓄積されるおそれがあるということを言いたいのかなと思いましたが、その辺ちょっと確認して入れていただければと思います。

それから、107ページ上のほうの図1ですけども、これ平成と西暦が、ちょっとこの組み合わせ間違っているのかなと思うので、確かめてちょっと入れてください。

それから最後、これはできればのお願いですけども、119ページ、水産エコラベルの動きというのがあります。水産研究・教育機構のほうでやっているSH"U"Nのプロジェクトもこれにかかわるような取り組みですので、どこかにちょっと触れていただけるとありがたいかなと思いました。

よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしゅうございますか。

大森委員、お願いします。

○大森委員 106ページのアニサキスのことなんですが、これは昨年、我々生産段階では、この国内報道がされ、バラエティー番組というかそういったところでされたことで、大変苦労した経験があります。そのことも踏まえてこういった特集を入れていただいたんだというふうに思います。それは感謝申し上げるところであるんですが、書きぶりのことについて、この真ん中辺の、106ページの真ん中辺で「一方で」というあたりかな。要は、その前か、厚労省の食中毒統計によると、アニサキスの件数が20倍にふえていると。ただ、これ私の記憶ですと、この食中毒全体の原因の中で、アニサキスというものの比率というのは極めて低いというのが1つ。

それから、その後の、そのことも含めて少し表現がくどいと言ったら失礼なんですけど、もう少しここを簡潔にできないかなということ、それから、最後のところで、最後は内視鏡でとっちゃえば大丈夫よというところがあるんですが、できれば最後のところなのか最初のところ、やっぱりここで適切な処理を行えば安全・安心に食べられますよというその

正しい知識という、書いていただいているように、どういうふうにも魚を扱うかというところを先のほうに出していただくようなことで、この辺おさめていただけないかなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

南山委員、お願いします。

○南山委員 今までは内水面に関してほとんどなかったんですよね。今回はかなりふえて、水産庁がかなり前向きに捉えていただいているということに感謝申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

私も内水面多いなと思いながら読みました。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、浜田委員、お願いします。

○浜田委員 浜田でございます。

私からも106ページのアニサキスのところなんですけど、ここで重要なのは、人の命にかかわることであるならば、食中毒に注意しましょうということを書いていくことが一番大事なのかなと思います。アニサキスに関しては、焼き魚にしまえば、これが一番おいしくてアニサキスを退治するおいしい食べ方でもありますので、不安をあおる内容よりは、こうすることによってアニサキスの被害を防げるという具体的な対策を盛り込んで、消費者がおいしく安全に食べられるようにしたほうがいいと思うんです。それから、釣ってきた魚ですとか丸で買ってきたものは、手早く内臓を取り除くことによって、内臓に寄生しているアニサキスが魚の身の部分に侵入するのを防ぐことができますし、調理上の注意のようなものを、一般の方でもできる、そして安心・安全に心配しないで食べてくださいと、魚はやっぱり体にいいもので、安心・安全ですから食べてくださいという消費喚起につながられるような情報になれば、見ている方にもいいのかなと思います。

今のこの書きぶりですと、非常に不安をあおるような内容で終わっているかなと思います。鉗子で摘出したりとか内視鏡で摘出したりというのは、一般の方にはできないことですので、一般の家庭でできる対処法というのを盛り込んで、それでもどうしてもというときはこういう方法がありますよという、専門機関にかかるという方法もあると思うんですが、ほかにもO157ですとか腸炎ビブリオですとか、食中毒では命にかかわるものがたくさんありますので、そういったことも含めて、お魚の取り扱いにはおいしく安全に食べ

るために注意してくださいねという食中毒全般の注意喚起の中のアニサキスにするのがよいかというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

長元委員、お願いします。

○長元特別委員 私もこのアニサキスの問題、大変養殖業界でも昨年そういうあれが出まして、特に魚種によっては大きな被害といたしますか、そういう魚価の低迷を招いて、大変今でもまだ回復はしていないんですけれども、そういうことで、このアニサキスのこういう事例を入れていただいたことに対しましては大変感謝を申し上げます。ですから、そういう、何といたしますか、ちょっとしたことでこういう風評被害が出ているということでもありますので、この事例については本当によかったと思っております。本当にありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、平野委員、お願いします。

○平野委員 すみません、平野ですけれども、アニサキスなのですが、これ目で見てわかりますので取り除くことは簡単だと思います。107ページの上から3行目に、目視で確認して除去することも有効ですというようなことを書いてあるんですが、読み流してしまうといけないので、この目視というか、目で見てわかる大きさだというものを少し足していただければ、消費者には安心なものというふうに映るのではないかと思いますので、提案いたします。

○山下部会長 東村委員、お願いします。

○東村委員 二度目で申しわけございません、東村です。

簡単に質問なんですが、70ページの我が国の漁業・養殖業の生産性の推移というのがありますが、これの母数ですね、ちょっとこれの前の部分に販売金額300万未満の経営体が非常に多いということが出てきまして、それが入っているのか、入っていないのかで物すごくこのⅡの、70ページの図のⅡ-2-16のデータというのは変わってくると思うんです。そういう300万円未満の階層を全部入れているとすれば、何か今基本計画でやろうとしている、やる気のある漁業者を、経営施策をそちらに集中させるというのにちょっと反するような気がしますし、実際、漁業の実態をあらわしているグラフにはならないんじゃないかと思って、要更新と書いてあるので、更新される際にもう少しわかりやすくしていただければ

ればいいなと思いました。

それから、非常に感覚的な質問ですけれども、40ページで、これも要更新になっている各国の漁業構造の比較というものがあまして、これ、すみません、何を意図してつくられている表なのかがちょっとよくわからないなというのは、恐らく中国はすごく船の数が多くてアイスランドは少ない。一方、平均トン数はアイスランドが大きいですよというふうに見たいところなんですけど、でも、12メートル未満の漁船の割合ってどこも、これ一番下7.1じゃなくて71%ですよ。としたら、そんなに余り差がなく見えてしまうんですね。それから、その12メートルというのはどういう分け方なのか。例えば沿岸漁業の船が大体どこの国でも12メートル未満として扱われていて、例えばF A Oではそういう、ごめんなさい、これO E C Dですね、O E C Dではそういうふうに12メートル未満の船というのをカウントしているのか。大体12メートルって日本でいう10トンと書いてあるから、沿岸漁業の船ということなのかなと思ったんですけれども、それがわかりにくいなと思いました。ですので、この図Ⅱ－1－1の扱いについて、もう少し説明を加えていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

細川委員、お願いします。

○細川委員 細川でございます。幾つか質問というかお願いします。

ちょっと後ろのほうになっちゃいますけれども、60ページのところなんですけど、先ほども一部ちょっと意見出ていましたけれども、これ漁獲量とそれから単価のグラフが出ているんですけど、これ漁師さんの取り分というのが実際多いのか少ないかというのが、それが一番のポイントじゃないかというふうに思うんです。ですから、数量掛ける単価でその分が出るとしますので、できればそれをベースにして量と価格というふうにしていただけるとわかりやすいグラフになるんじゃないかなというふうに思います。

それから、次、80ページのところでございますけれども、卸売市場の役割と課題というのが図で出ておるんですけど、これ少し書き方を変えられて、前の項のところの79ページのところに水産物卸売市場の役割と課題というところで、例えば③番の販売代金を迅速・確実に決済するだとかこういうのを書いてございますので、この図の中にその辺のところを明記していただけると、極めてわかりやすい図になるのではないかなというふうに思います。

それと、最後になりますが、112ページのところの水産物の健康効果ですか。これは私も魚の販売やっておるものですから、これが出たときは物すごくうれしくて、これだよな、魚売れるのはというふうには思っていたんですが、いつまでたってもこの記載内容は前と変わらないんですよ。本当にこれを食べている日本人が頭がよくて、ほかの国の人たちが頭悪いのかなというのは極めて疑問になるんですね。もうこれは40年前ぐらいでしょうかね、こういうデータが出たのは。ですから、この辺のところももう少し後追いのデータといますか、保証といますか、その辺のところをお願いしたいと思います。

最後ですが、ICTどうのこうのというようなものがたくさん掲載されておりまして、もうすごく感激しております。おくれた水産業界の中に新しい動きが出てきているというのは物すごく感激しておりまして、ぜひこれは大々的にやっていただきたいなど。本当に感謝します。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

一通り……、若狭委員、お願いします。

○若狭特別委員 特別委員の若狭でございます。

この場で何回か同じような発言をさせていただいているんですけども、72ページですね。私どもは漁業生産を遠洋沖合でやっている立場から見ると、この例えば中間の漁業における海技士の確保・育成については、役所のほう、あと大水さんだとか、人手不足の解消のためにいろんな取り組みをさせていただいているのは間違えてはおりませんし、そのとおりでございまして、私どもの立場から見れば、そのスピードを加速度的に速めていただきたいと。

今現在起こっているのは、遠洋系も含めてこういった海技免状を持っている人間が絶対数が足りなくて、今現在、漁業を継続するために非常に困っているような状況であります。だから、書きぶりが、このまま見ていると、余り問題がないんじゃないかと知らない人だったらとってしまいかねないような書きぶりになっているので、例えば中間の漁業における海技士の確保・育成について、海技士の高齢化と不足が深刻化していて、この問題を解決することは漁業の継続の面で喫緊の課題だぐらいの、そういった書きぶりにしていただきたいと思います。

農林水産省だけじゃなくて国土交通省とかかわる部分も多いとは思いますが、実際に漁業をしている立場の人間から見れば、今現在私どもが直面している深刻な問題はこ

でございます。せっかく水産白書を書かれるんだったら、誰が見ても、実際漁業者としてはこういう問題を非常に重要視していて、早く解決してもらいたいと思っているということもわかっていただきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

今、若狭委員のお話にもございましたが、遠洋漁業ということが非常にやっぱり一番見えていない気がいたします。

58ページの図の中で、遠洋漁業が生産量がそんなにたくさんではないということはわかりますけれども、働いている人たちの様子とセットになって見えてこないというか、ほかの漁業は何か漁業就業者がこの辺で沿岸漁業はわかるんですけども、遠洋漁業という漁業が今どこで行われていて、どんな漁業で、実際、人がどうなっているかというのが書かれているページがありますでしょうか。何かセットでこの、58ページには生産量が漁業種ごとに載っていますけれども、かかわる人間の数が出ているページがないのではないかと思います。沿岸漁業と違って外国人の船員が乗っているとかいう違いがあると思うんですが、それも含めて遠洋漁業というのがどういう漁業なのか、それも含めて日本の漁業全体がどれだけの人間で、そしてどんな漁業があって、どれだけの生産量であるかというのがわかるようになると、今、若狭委員が言われたような課題もより伝わりやすいのではないかと思います、一言申し上げました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

浜田委員、先ほど手を挙げておられましたので。

○浜田委員 浜田でございます。

私からは、109ページのサケの表記についてです。グラフですとかこれまでの文章の中では片仮名で「サケ」でしたり、グラフのほうは平仮名で「さけ」または「塩さけ」と書いてあるんですが、その下に、サーモンのシェアの国産割合をふやすためにとあります。ここにも書かれてあるとおり、小売りの店頭でも切り身のサケというのはよく見るんですが、一般の消費者の方とお話ししていると思うのは、サーモンとサーモントラウトとサケの差がわからない人が多いというところがありますので、そもそもなぜこういう呼び分けをする

のかという基礎知識について少し触れていただくと、人気の魚種ですのでわかりやすいかなと思います。

商品名などを店頭で見ましても、イメージ的にあえてサーモンという言葉を使っているものもふえてきていますので、必ずしも魚種と使っている商品名がリンクしないということがふえてきております。ですので、ここで正しい知識として、サケ、サーモン、サーモントラウトの違いですね、そういったことがわからないがゆえに、今、若い人だけではなくて、アキザケの価値がわからない人がふえているんです。年がら年中このサケというのは出回っているわけです、切り身で。なぜそこに秋がついてアキザケを少し高い価格で珍重するのかという意味がわからない人がふえてきていまして、そうすると、アキザケの漁に出ている方の収入にも反映してきますので、こういったサケとサーモンとサーモントラウトの差がわからないと、アキザケの意味とか価値というのはわからないんですね。また、ギンザケと呼ぶものもありますし、そこは商標として、最近ブランド化が進んでいて使っているものもあれば、そもそも交配品種が違っているものもあれば、もともとの天然のものもあるという、そこを、人気の魚種だからこそ、あえてちょっと基本の基に触れていただく必要があるかなというふうに思います。

スーパーの鮮魚売り場の方に調査をした結果、サケというのは切り身で買えば、サケの身というのはしょっぱいものだと思っている方が非常に多いんです。なので、普通のサケの切り身を買って、このサケは味が薄いじゃないかといって返品しに来る人がふえているという話を鮮魚売り場から聞きます。これは、魚の業界にかかわっていたり、知識があったり、ある程度年齢がいけば当たり前のように知っていることですがけれども、そういった基本的な、塩サケとサケの切り身の差もわからないということがふえてきているという現状を踏まえて、ちょっとこの辺の基本知識に触れていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

書き出すと何ページにもなってしまいそうな内容ですけれども。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

水産庁の事務局のほうからお答えを全然伺っていなかったんですけども、第I章の特集のところを含めて何かございましたらお願いします。

○企画課長 いろんな方からたくさん御意見いただきまして、ありがとうございます。あと、事前に平野委員からは意見をコメントいただきまして、誠にありがとうございます。

全般的な話といたしまして、委員の方からいただきました、例えばわかりやすくとか、

表現の仕方について正確にという部分につきましては、事務局のほうで再度検討させていただきたいと思います。

あと、もし関連する、今回意見をいただいた部分で、こういう事例といいますか、データみたいなのがありますよということであれば、あわせていただけると、こちらのほうも作業がしやすいので、その点は御協力をお願いしたいと思います。

あと、第I章ですね、最初の構成の部分、資源評価といいますか、かなり御意見がございましたので、この記述の何といいますか、位置づけといいますか、そのあたりについては工夫をさせていただきたいと思います。今、私の中で、こうすればうまくいきそうだなみたいなものがまだわからないんですけれども、よく内部で議論をさせていただきたいと思います。

あと、東村委員からありましたIQの話なんですけど、水産基本計画の表記というのは、例えば37ページの概要につきましては、今年の4、5月の段階での記述になっています。あとの41ページのほうの基本に云々かんぬんという記述は、前回の企画部会におきまして御説明を申し上げましたけれども、規制改革の会議に説明を申し上げました水産政策の改革の方向性というものに従って、こういうものを少し取り込んだ形で書かせていただいているので、少し前へ進んだような記述になっているということで理解していただければと思います。

実は、規制改革との関係におきましては、後で御説明を申し上げようと思っていたんですけども、宿題返しで1月に説明しているものがございます。いわゆる漁獲、何といいますか、MSYとの関係ですね。それについて回答しておりますので、その点につきましては、あす資源管理分科会がございまして、その資源管理分科会のほうで御説明して、専門家の方たちから意見を伺うということで準備をさせていただいているということでございます。

○整備課長 先ほど東村委員のほうからありましたEEZの大水深域ですね、ちょっと言葉の使い方を少し精査してみたいと思います。

○山下部会長 そのようによろしくをお願いします。

それでは、まだ御意見あるかもしれませんが、次にもう一つございまして、先に進めさせていただきます。

平成30年度水産施策の構成（案）について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、引き続きまして説明をさせていただきます。

資料2の1枚紙の平成30年度水産施策の構成の案をごらんください。

これは、実はこれが本当の意味での企画部会といいますか水産政策審議会の諮問事項なんです、昨年つくりました白書の中に講じようとする施策として載っている部分につきまして、どういう形で対応したかという形で記述をするということで考えております。基本的な構成としては、概説からⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴまでは1章の形で作っております。

ただ、本日説明いたしました中でも少し申し上げましたけれども、大分、漁業取り締まりに関しましては、かなり何といいますか動きがございましたので、もともとⅠの2つ目のポツの国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進という中に入っていたんですけれども、ここは漁業取り締まり体制の強化というものを項目立てしたほうがわかりやすいのではないかとということで、こちらにつきましては、何といいますか、項目立てを新たにさせていただくという形で考えております。

説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、何か御質問など、御意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。1枚紙に対してということになってしまいますけれども、何か。

よろしゅうございますでしょうか。

それから、今までの例えば第Ⅰ章、第Ⅱ章について、何か言い忘れたことといたしますか、そういうことがございましたら今お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次の議題はその他でございますが、事務局から報告事項等ございましたらお願いいたします。

○企画課長 企画課長でございます。

資料3をごらんください。

その後の状況を御説明をいたします。

前回の企画部会におきまして、資料3の1枚おめくりをいただきまして3ページ目、水産政策の改革の方向性というものは御説明をさせていただいております。これ昨年11月24日の規制改革の説明資料と、要するに皆様方に御説明した資料と全く同じでございますが、これが左側でございますように、2ページ目ですね、農林水産業・地域の活力創造プランというものがございまして、平成29年12月8日に総理を本部長とする活力創造本部におきまして決定されて、説明を申し上げたやつが、あの段階では農水省としての紙だったわけ

ですが、政府全体の紙として位置づけをされたということで御紹介をしております。

規制改革推進会議におきましては、水産ワーキンググループがことしになってから2回行われておりまして、今年になって1月30日に水産庁のほうから宿題返しをしております。先ほど申し上げましたように、その宿題返しの内容につきましては、明日、特に関連すると思われる水産資源管理分科会のほうで御説明をさせていただくということで考えております。その後、2月15日にも関係の業界の方からヒアリングというものが行われておりまして、もし関心の方はインターネットでも資料とか議事録、議事録は少し遅れることが多いんですが、載っておりますので、それで御確認いただければと思います。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料3に基づく説明につきまして、御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかに事務局から何かございますでしょうか。

○企画課長 本日はいろいろ御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局のほうでこの動向編の二次案と平成30年度の水産施策の諮問案、1枚紙で大変恐縮でしたけれども、作成いたしまして、次の企画部会で御審議をいただきたいと考えてございます。

次回の企画部会につきましては、4月上旬ごろに開催させていただきたいと考えております。具体的な日程につきましては、別途調整をさせていただいているというところがございます。

併せて、その後の予定を申し上げますと、次回の企画部会での御審議を踏まえた上で、5月下旬から6月上旬に閣議決定、国会提出を行うということで考えております。通常、農水省にほかに3つ白書がありまして、それと一緒に手続をするということでございますので、御了解いただければと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の折に企画部会に御出席をいただきまして、いろいろ非常に大部の資料につきまして貴重な御助言、御指導をいただいたことにつきまして感謝申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 どうもありがとうございました。また、熱心な御審議ありがとうございました。

す。

これをもちまして本件の審議を終了させていただきます。

また、本日お出しいただいた意見等については、事務局のほうで十分に検討をして、諮問案の作成に活かしていただけますようによろしくお願いいたします。

以上で予定していた議事は終了ですが、委員の方から何かございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして企画部会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。